

明治期における小学校歴史科と教授内容の組織化

—長野県東筑摩郡教育会の「歴史科節目」の分析を通して—

熊田 禎 介

1. 研究の目的と方法

1872(明治5)年の「学制」において「史学大意」として開始された小学校の歴史教育は、1880(同13)年の「改正教育令」、1881(同14)年の「小学校教則綱領」(以下、「綱領」とする)の制定により、小学校の学科課程において独立した学科、歴史科として設置されることとなった。「学制」以来の知識主義・欧化主義に替わって、1879(明治12)年の「教学聖旨」に典型的に見られる徳育主義・儒教主義の教育施策が推進されるなかで、修身科の重視と万国史の廃止を伴ったこの教則上の一大変化は、小学校の学科課程における日本歴史の比重を高めることに結果したのである。稲垣忠彦は、「綱領」の「教科課程の構造としては、「道徳」と「実用」という二軸の構造を有し、「道徳」の軸においては修身、歴史が忠良な臣民形成の目的志向において位置づけられ、「実用」の軸には、実用的臣民の形成の志向のもとに「3Rs」と「実科的教科」が位置づけられる」とし、「綱領」における歴史科の学科としての基本的性格を位置づけているが¹⁾、小学校の学科課程における歴史科の成立は、それまで「史学論講」や「問答」科、「読物」科のなかで扱われてきた歴史的教材・内容が、歴史科という学科を通して教授されることとともに、新たに学科としての歴史科の位置づけを要請したことを意味しているのである。

では、こうした「綱領」の制定・実施に伴い、各府県の教育実践の現場において、歴史科(の教授)はどのように受け止められ、いかなる実態を伴いつつ実践されたのであろうか。本稿では、こうした問題意識から明治期の小学校歴史科における教授内容の組織化の実態について、長野県東筑摩郡教育会による「歴史科節目」の分析を通して明らかにすることにしたい。本稿で対象とする当教育会の機関誌『東筑摩郡教育会雑誌』に所収される「(小学教案) 歴史科節目」と題する記事については、大森正、田中史郎の両氏による代表的な研究がある。大森は、明治期の開智学校における歴史

教育の実態を小学校教則の変遷に跡付けながら明らかにするなかで、「開教主義」教授法の影響を受けた歴史教授法の研究事例として本記事について考察している²⁾。また、田中は、従来の歴史教育史研究における時期区分の指標である「法令制度」に替わるものの一つとして「歴史科実践」を位置づけ、その際の対象の一つとして本記事の分析を行っている³⁾。筆者も、以前に明治中・後期における歴史教授実践について、「開智学校」⁴⁾を具体的事例としてその時期的特質と背景について考察したが⁵⁾、当教育会の活動との関連については十分に言及することができなかった。また、本記事については、その作成目的や経緯など教育会の活動をふまえた上での実践史的な位置づけがなされていないほか、「歴史科節目」が実際の歴史教授において、どのように活用されたのかといった点についても未だ明らかにされていない。そこで、本稿では当教育会の「歴史科節目」を取り上げ、それがいかなる目的・経緯により作成され、実際の歴史教授においてどのように活用されたのかについて、「開智学校」における歴史科の実践を事例として明らかにすることを目的とする。

2. 「小学校教則綱領」の制定と小学校歴史科の設置

(1) 「小学校教則綱領」における歴史科の位置

「綱領」の制定によって、小学校は初等科・中等科・高等科とに再編され(修業年限はそれぞれ3年・3年・2年の計8年)、歴史科はこのうち中等科において課されることとなった。「綱領」では各学科について教授の要旨と程度が示されるとともに、教授内容や毎週教授時間が示されるなど、学科に関する目的・内容規定にまで指示が及んでいる。この点、従来の教則と比べて整備された形式を有しているが、一方でそれは、修身科を中心とした「臣民形成」を目的とする学科課程の基準強化を示すものともいえるのである。

では、「綱領」における歴史科の目的と内容は、どのように規定されているであろうか。「綱領」は、その第

15条で次のように示している⁽⁶⁾。

「第十五条 歴史

歴史ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ、日本歴史中ニ就テ建国ノ体制、神武天皇ノ即位、仁徳天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ兩立、徳川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事実其他古今人物ノ賢否、風俗ノ変更等ノ大要ヲ授クヘシ、凡歴史ヲ授クルニハ務テ生徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ、殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス、

ここでは、歴史科の目的として生徒に「沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ」という教授の実用的な目的規定が示されているが、それはまた「尊王愛國ノ志氣ヲ養成」する目的へと収斂されている。この意味で、「綱領」における歴史科の目的は「臣民形成」という文脈において、修身科と非常に密接な関連をもっているといつてよい。また、歴史科の教授内容としては、「建国ノ体制」以下の内容が初めて教則上に規定されるとともに、その内容の基準・範囲を以下のように示している⁽⁷⁾。

学年	内容	毎週時数
第5年後期	日本歴史 国初ヨリ平氏ノ末ニ至ル	2時間
第6年前期	日本歴史 頼朝総追捕使トナルヨリ豊臣氏ノ末ニ至ル	6時間
第6年後期	日本歴史 家康將軍トナルヨリ現時ニ至ル	6時間

(2) 「長野県小学校教則」における歴史科の位置

1880(明治13)年の「改正教育令」では、「小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ、府県知事県令土地ノ情況ヲ因リテ之ヲ編制シ、文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ」⁽⁸⁾と規定されたため、長野県は「長野県小学校教則」(以下、「県教則」とする)を編成し、文部省の認可を経て、1882(同15)年4月、これを管内に布達した⁽⁹⁾。このように、「綱領」の制定を受けるかたちで県により作成された「県教則」は、冒頭の「長野県小学校教則」の部分において全12条にわたる総則的な規定を示した上で、「小学校各等科授業要旨」において各学科の目的・内容の基準を提示している。その上で、「小学初等科教則」、「小学中等科教則」、「小学高等科教則」において、各等科における学科の教授内容・時間数を示している。歴史科の目的・内容を「小学校各等科授業要旨」では、次のように規定している⁽¹⁰⁾。

「一 歴史ヲ授クルニハ建国ノ体制、沿革ノ原因、古

今人物ノ賢否、風俗ノ変更、王政治績等ヲ明瞭ニ説明シ、務メテ生徒ヲシテ志氣ヲ感發セシメ、尊王愛國ノ心ヲ養成センコトヲ要ス、

先掲の「綱領」の規定と比較して、内容・目的規定に関する若干の訂正・削除が認められるが、「尊王愛國ノ心ヲ養成セン」とする総体としての目的は「綱領」のそれと共通している。また、「県教則」でも「綱領」と同様に歴史科は中等科において課されるものとされた。「小学中等科教則」では、歴史科の教授内容を次のように示している⁽¹¹⁾。

等級	内容	毎週時数
第6級	日本略史ニ拠リ国初ヨリ以仁王兵ヲ起ス迄ヲ授ク	3時間
第5級	日本略史ニ拠リ頼朝義仲ヲ討ツヨリ応仁ノ乱ニ至ル迄ヲ授ク	3時間
第4級	日本略史ニ拠リ北条早雲始メテ起ルヨリ秀吉薨スル迄ヲ授ク	3時間
第3級	日本略史ニ拠リ関ヶ原ノ戦ヨリ現時ニ至ル迄ヲ授ク	3時間

まず、これを見ると、「綱領」では第5年後期から課されていた歴史科が、「県教則」では中等科第6級から位置づいている。「県教則」では、依然として等級別に歴史科の内容の基準・進度が提示されていること、また、履修期間が「綱領」に比して半年長くなっている点などが特徴的である。さらに、内容規定については、その範囲とともに「日本略史ニ拠リ」というかたちで教科書名が合わせて示されていることも相違点となっている。ここで取り上げられている『日本略史』とは、「県教則」中の「小学教科用図書表・小学中等科歴史科ノ部」において歴史科教科書として例示されている笠間益三編輯『日本略史』(四冊、1873[明治6]年発行)のことであると考えられる⁽¹²⁾。

このように見てくると、「県教則」において示された歴史科の内容規定は、「綱領」の規定をよりふみこんだかたちで、各等級における歴史教科書の内容の範囲と進度を示した基準であると捉えられる。しかしながら、これだけでは実際の教授場面を想定した内容上の基準としては、十分なものは示されていないと考えられる。ここで問題となるのは、実際の教育現場において歴史科の内容上の基準はどこまで捉えられていたのか。そしてまた、学科としての歴史科における歴史教授と、「問答」科や「読書」科をはじめとした歴史的教材・内容の教授との「差別化」がどのように図られていた

のかという点である。「綱領」における歴史科の目的が、結果として「尊王愛國ノ志氣ヲ養成」することにあつたことは前提としても、それを実際の教授場面に即したかたちで実践に移していくためには、歴史科の学科固有の目的に即して教授内容を再構成していく手続き、すなわち歴史教授内容の組織化が必要となつたはずである。それは、果たしていかなる論理に基づくものであるのか。以下、長野県東筑摩郡教育会による「歴史科節目」を対象として、具体的に見ていくことにしたい。

3. 東筑摩郡教育会の設立と「歴史科節目」の作成

(1) 東筑摩郡教育会の設立とその趣旨

長野県東筑摩郡教育会は、1884(明治17)年8月、郡内の小学校教員を対象に「開発主義」教授法を伝習する目的のもとに開催された講習会を契機として設立された私立教育会である⁽¹³⁾。当時、県内の各郡において設立された教育会は、その多くが経済的不況を背景にして郡費に依存する公立的な性格を有するものであつたが、当教育会は公費に頼ることなく有志会員による私立教育会として発足したところにその特色がある。当教育会の設立趣旨は、以下のような点にあつた⁽¹⁴⁾。

「本会ノ創設ハ本年八月ノ東筑摩郡小学校教員ノ講習ニ淵源スルモノニシテ、百数十名ノ人々一朝ニシテ結合シ此会ヲ組織セルハ實ニ我長野県ニ於テ未ダ嘗テ聞カサルノ盛事ナリトス、(中略)

今ヤ社会ノ現象ハ日ニ其精ヲ致シ高尚ノ域ニ至ラントス、而シテ完美ノ人類ヲ教養スルノ術即チ教育ハ独社会ノ現象ニ伴フ能ハサルノ傾キアリ、今ニシテ之ヲ匡済セザレハ、教育ハ社会ニ放棄セラレ往事ノ如ク僧侶ノ手ニ帰シテ宗教ノ奴隸トナリ、学校ノ名ヲシテ寺子屋ノ名ニ復セシムルモ未ダ知ルヘカラサルナリ、抑教育ノ動モスレハ社会ノ現象ニ伴フアタハサルコトアルハ何ノ理由アリテ然ルヤヲ尋究スルニ、教員及学務委員等僻地ニ在リテ離群索居ノ態ヲナシ師友ト思想交通ノ途ニ乏シク、為ニ他ノ刺衝ヲ受クルコト少キヲ以テ知ラス識ラス学芸ノ研究ヲ怠リ日進ノ智識ヲ求メスシテ醇化ノ規律ニ従フ能ハサルニ至ナリ、サレハ本会ハ一歳一次總會ヲ松本ニ開キ、毎月一次部会ヲ松本・会田・神林・塩尻・潮・青柳等ノ各処ニ開キ、以テ学芸ヲ研究シ日進ノ智識ヲ求メ諮詢交通ノ途ヲ拡充シ、而シテ更ニ通信往復ヲ盛ニシ本会事務所ヲシテ其衝ニ当ラシメ、雑誌ヲ発刊シテ智識ヲ交換シ内外学事ノ景況ヲ知り長ヲ取

リ短ヲ補ヒ以テ教育ノ隆盛ヲ図ラントス、庶幾クハ教育ヲシテ社会ノ現象ニ先ツアルモ後ルナカラシメンコトヲ」(傍線筆者)

ここに示された当教育会の設立趣旨を端的に述べれば、社会の現象に先んじて遅れることがないように互いに研究・交流を深め、知識を交換することによって教育を盛んにしようとするにあつたといえる。また、当教育会の規模を示す会員数について見てみると、創立当初は「百数十名」であつたが、次第にその数を増やし、1885(明治18)年段階には230名を数えるにいたっている。特に、郡役所がおかれていた松本部会の会員数は75名と突出しており、なかでも「開智校」の教員が35名を占めるなど、当教育会において「開智学校」の教員はその中心的な位置にあつたことが確認できる⁽¹⁵⁾。

当時の教育会の行事・活動としては、以上でも述べられているように、総集会や郡内6つからなる部会のほか講演会・講習会の開催・実施などがあつたが、なかでも主要な活動であつたのが機関誌「東筑摩郡教育会雑誌」(以下、「教育会雑誌」とする)の編集・刊行であつた。その第1号は1884(明治17)年10月30日に創刊され、以来1887(同20)年9月25日発行の第25号まで刊行されている。県内における教育雑誌としては、これより先にも松本地域においては「月桂新誌」(1879[明治12]年1月6日創刊)などが著名であるが、教育会の雑誌としては信濃教育会の機関誌「信濃教育会雑誌」(1886[同19]年10月25日創刊)より2年も遡り創刊されるなど、全国的に見ても最も早く刊行された地方教育会雑誌の一つとされる⁽¹⁶⁾。その内容は、「官令」、「記事論説」、「雑報」、「質問答義」、「本会記事」からなるが、「例言」には次のように示されている⁽¹⁷⁾。

「一 此雑誌ハ本会規則ニ由リ教育上ノ論説記事及雑報報告等ヲ登録スル者トス

一 本会々員ハ本誌ノ材料トナルヘキモノハ務メテ寄送アランコトヲ望ム

一 質問及ヒ答義ノ教育ニ裨益アルモノハ悉ク之ヲ登録シテ以テ読者ノ便ヲ計ル」

このように、「教育会雑誌」は当教育会の設立趣旨である「会員相協同シテ教育上ノ学芸ヲ研究シ郡内教育ノ隆盛ヲ図ル」目的を実際に体现するために組織された中心的な活動であつたのであり、そこには当教育会による実践上の先駆的・実験的な試みが多数示されていると考えられるのである。以下、【教育会雑誌】の記

事によって、そうした試みの一つである「諸学科節目」の作成について見ていくことにする。

(2) 学科の教授に関する問題状況と「諸学科節目」の作成

明治10年代後半にかけてのこの時期、長野県内では県師範学校校長の能勢栄によって「開発主義」教授法の導入・普及が盛んに進められる一方、教育現場では教員数の確保とその資質の向上が緊要の課題として浮上していた⁽¹⁸⁾。これに対して、県は1884(明治17)年2月に「小学校督業訓導設置規則」を、同年8月「小学校教員講習委員心得」をそれぞれ県内に布達している。「小学校教員講習委員心得」は、その模様を次のように伝えている⁽¹⁹⁾。

「殊ニ現今教員其人ニ乏ク至ル処ノ小学校ハ授業生等ヲ置キ教授ノ事ヲ助ケシメサルモノナク、其甚シキモノニ至テハ専ラ授業生ニ教授ノ事ヲ負担セシムルモノアリ、其教授上ノ景況ヲ観察スレハ弊風亦随處ナカラスシテ、或ハ地理歴史物理等ノ諸科ト読書トヲ混シ、旨意ヲ後ニシテ字句ニ拘ルモノアリ、或ハ教フル所ノ事高尚迂遠疎漏杜撰ニシテ、生徒其旨趣ヲ会得スルコト能ハス、応答唯字句ヲ記誦シ教師ノ口吻ヲ擬スルニ過キサルモノアリ、或ハ問答ノ法宜ヲ得ス所謂抽出ノ手段ヲ用ヒテ漫ニ生徒ノ答ヲ助クルモノアリ、或ハ説ク所學理ニ偏シテ実用ニ疎ナルモノアリ、或ハ本県布達ノ教則ニ據ラス平常ノ授業ハ只試業法ニ依リテ教授スルモノアリ、或ハ教則ハ只教科書配当ノ表ヲ見ルノミニシテ授業要旨ノ如キハ措テ顧ミサルモノ等アリテ、生徒ノ心意ヲ提醒シテ學問ノ旨趣ヲ自覺セシムルモノ、如キハ蓋シ甚タ罕ナリ、」(傍線筆者)

ここには、当時の学科の教授上における「勘ナカラ」ぎる「弊風」が列記されており、その例として、(1)地理、歴史、物理等の諸学科の目的を「読書」科のそれと混同していること、(2)教授内容が生徒にとって困難かつ不十分なものであるために、その内容を理解できず単なる字句の暗記に陥っていること、(3)「問答」において、教師が安易に生徒の解答を引き出す手助けをしていること、(4)教授の内容が「学理」に偏しているために「実用」性に欠けること、(5)「試業法」や県教則中の教科書(配当表)のみに意識がむき授業の要旨を顧みないために、生徒に学問の目的や内容、方法を自覚させつつ教授している例は極めて稀であること等の

問題状況を指摘している。これを見る限り、歴史科はこうした課題をかかえた学科の一つとして認識されており、その「弊風」の一刻も早い改善が求められていたのである。そして、このような学科の教授に関する問題状況において、当教育会により作成されたのが各学科の節目であったと考えられるのである。以下に示すのは、『教育会雑誌』に掲載された「諸学科節目」という記事である⁽²⁰⁾。

「諸学科節目

諸学科ヲ授クルニ當リ、単ニ教案ニ據ルトキハ生徒ハ唯教案ノ文章ノミヲ暗記シ、教案ノ文章ハ唯教授シタルトコロノ大要ヲ記シタルニ過サルノ旨趣ニ背反スルニ至ル、而シテ其教案モ亦粗畧ニシテ完全ナルモノ極メテ少キヲ以テ弊害随テ生シ、生徒ノ得納スル知識甚タ少シ、又単ニ書籍ニ據ルトキハ教授ノ不便ヲ来シ、生徒ノ気性ヲ損ス(方今節目ニ據リテ編成シタル書籍ナキユエ)、加之徒ニ死教授ニ陥リ活教授ナキノ弊アリ、故ニ目下右ノ諸弊ヲ除キ教授ヲ完カラシメンニハ、節目ニ據テ各課ヲ教授シ、然後書籍ヲ読講セシメ、最後ニ生徒ヲシテ其節目ノミヲ筆記シ置カシムルニアリ、」

ここには、歴史科をはじめとした「諸学科節目」を編成しようとした目的が具体的に示されている。すなわち、当時の諸学科の教授上の問題状況として、(1)教授の場面において教案のみを用いた場合、生徒はその文章を暗記することのみに意識が集中すること、(2)教案自体の記述内容が不十分であるために、生徒の獲得する知識が極めて少ないこと、(3)(教案を用いずに)書籍によって教授する場合は、教授上に不便をきたし、かつ生徒の意識に即していないことを挙げ、諸学科の節目作成の必要性を説いているのである。

では、節目による教授によって、学科の教授上においてどのような意義があると考えられていたのか。この点に関わって、本記事は次のように述べている⁽²¹⁾。

「節目ニ據テ各課ヲ教授スルトキハ、生徒ノ学習スヘキ諸学科能ク明亮ニ心意ニ表出シ能ク其諸科ノ実学ヲ把握シ、単ニ言辭ノミヲ記スルノ弊風ニ陥ルコトナカルヘシ、

第一 教授ニ関シ節目ニ依テ授クル時ハ、教師ハ如何ナル事ヲ教授シ如何ナル方法ニ因テ教授スヘキヤヲ確知スルヲ得ヘシ、

第二 学習ニ関シ生徒ヲシテ如何ナル事ヲ研究シ、

如何ナル順序ニ因ルヘキヤヲ知ラシム、

第三 教場ニ関シ教師生徒各其教授学習スヘキ目的ヲ知り、其心意ヲ正キ方向ニ指向シ、生徒ヲシテ容易ニ其学習スヘキ事ヲ理會セシメ、其記性ヲ助け且ツ常ニ論理ノ道ニ從テ思考スル事ヲ教へ、事物ノ真正ナル知識ヲ得セシム、

すなわち、節目による教授の意義として、まず第一に、教師が各学科において教授すべき内容・方法を確実に把握できること、第二に、また生徒にとっても各学科についての学習目的と順序とを知り得ること、そして、第三に、その両者の効果によって、結果として生徒の心意を正しい方向に導き、論理的に思考させ、事物に関する正確な知識を得させることが可能となるというのである。なお、末尾において各学科の節目作成上の「注意」として、以下の8つの「例規」を挙げている⁽²²⁾。

〔注意〕

節目ヲ整理スルニハ左ノ例規ニ準拠スヘシ、

- 一 元質基本タル觀念ヲナスヘシ、
- 二 学習スヘキ事物ハ初ニ全然ノモノトシテ之ヲ表シ、然後其部分ヲ表スヘシ、
- 三 一個ノ実物ヲ授クルトキニハ先其實物ノ他ヨリ區別スヘキ特別ノ形質ヲ論シ、然後其部分ヲ論スヘシ、
- 四 一学科ヲ授クル時ハ先明ニ其定義ヲ示シ其学科ノ含有スル区域ヲ定メ、然後之ヲ大綱ニ区分シ又其大綱ヲ細目ニ区分スヘシ、
- 五 実物ヲ授クルトキハ天然ノ順序ニ從テ之ヲ整理スヘシ、
- 六 諸学科ヲ授クルニハ論理ノ法ニ從テ之ヲ整理スヘシ、
- 七 目的ヲ定ムヘシ、
教師ハ諸ノ觀念ヲ整理シ正キ順序ヲ以テ之ヲ開発スヘシ、故ニ各課必ス予メ確定シタル目的ヲ定メサルヘカラス、其目的ヲ定ムルトハ乃チ如何ナル事項ヲ教授スヘキヤ、如何ナル方法ニ由テ之ヲ教授スヘキヤ等ノ事ニ付テ予メ目的ヲ立ツルヲ云フ、
- 八 帳簿ノ初葉ニ於テ各学科トモ該学科ハ何等ノ心カヲ教養スルコトヲ以テ主要トスルヤ、其得ル所口ハ何等ノ智識ナルヤ、応用ノ実益ハ如何ナルヤ等明亮ニ之ヲ認ムヘシ、

(3) 「歴史科節目」の作成とその概要

以上で見た「諸学科節目」を受け、その後の『教育会雑誌』には各学科の節目が随時掲載されている。歴史科の節目は、地理学、物理学の節目に続いて取り上げられている。「(小学教案)歴史科節目」と題する本節目は、その前段部分において歴史科の目的を示し、その上で教授内容の項目を節目として示すという構成をとっている⁽²³⁾。まず、歴史科の目的について記された前段部分を以下に引用する。

〔(一)心カノ教養〕

判決力比較力想像力尊王愛國ノ性情ヲ教養ス、

(二)得ルトコロノ智識

国民及人種ノ功業ヲ識得ス、人類智徳ノ漸次ニ進化するコトヲ知ル、一国ノ隆盛及衰替ハ其原由ハ道德ニ在ルコトヲ知ル、人類ノ起原統一及命數ニ関セルコトニ就キ連鎖中尤重要ナル連環ヲ知ル、社会発達ノ有様ヲ知ル、古物ニ関スル知識ヲ得、

(三)応用ノ実益

各人及一国ノ生存ヲシテ能ク造化ノ理法ニ隨テ進歩スルノ運ヲ得セシム、人心及其成果ヲ統理スル定法ヲ理解スル途ヲ与フ、各人ノ生存及人種ノ開化ニ如何ナル元質ノ入り来ルカヲ示シ、此ノ智識ハ過去ノコトニ関シテ吾人天然ノ搜索心ヲ満足セシムルノミナラス人ヲシテ其諸力ニ充分ニ所有セシメ且生存ノ向フトコロヲ領解セシメ、以テ間断ナク変換スル所ノ事情ニ配合スルコトヲ得セシム、格物学ノ及ハサル所ヲ補益シ、大ニ成果ノ望ヲ呈スル所ノ思想ト考究トノ境域ヲ吾人ニ付与、

(四)分類

年代史 原語史 古物史

(五)附説

史学ハ所謂人事学(哲学又ハ形而上学ト称ス)ノ一部ニシテ、即チ一個人トシテ人ヲ考察スル学科即心理学及道德学、論法ヲ論ズルトコロノ論理学、社会ノ會員トシテ人ヲ考察スル学科即世徳学(一名社会学)、過去ノ人ヲ考察スル学科即史学ニシテ、此等ノ学科ハ各人ノ発達ニ関シテ真正ノ智識ヲ呈シ各科ヨリ得タル真理ハ人類ノ最上ノ福祉ニ必要ニシテ、此等ノ学科ニ因テ各人ノ行為及人種ノ一般ノ進歩ニ達スル為ニ欠クヘカラサル理法ヲ抽出スルモノナリ、

まず、確認できるのは、先に触れた「諸学科節目」に示された趣旨に即して、歴史科の学科としての目的

を「(一)心力ノ教養」,「(二)得ルトコロノ智識」,「(三)応用ノ実益」の項目立てによって位置づけている点である。この項目は「歴史科節目」に限らず,「地理学節目」や「物理学節目」にも共通するもので,各学科の目的と性格とをこうした観点から明確化する意図があったと考えられる。これに関連して,上掲の「歴史科節目」の内容を見ると,「心力ノ教養」の目的のもと「判決力比較力想像力」を養成するとの目的など当時の「開発主義」教授法の強い影響が随所に確認できる⁽²⁴⁾。また,記述内容の全体的傾向として,文明発達 の経路を究明することを重視する文明史の影響が看取される。さらに,「(五)附説」の部分では,「人事学」の一分野として歴史学を位置づけ,「各人ノ行為及人種ノ一般ノ進歩ニ達スル為ニ次クヘカラサル理法ヲ抽出スルモノナリ」との目的を明示した点にも注目できる。以上のような歴史科の目的を前段に示した上で,「歴史科節目」は教授の実際案に当たる部分において,教材名とその内容項目とを示している。では,この節目が先に述べた歴史教授の問題状況に対して,実践上においていかなる役割を果たしたのであろうか。

4. 小学校歴史科における教授内容の組織化の実際

(1) 「歴史科節目」による教授内容の組織化

以上で見てきた東筑摩郡教育会による「歴史科節目」は実際の歴史教授においてどのように活用され,実践上にいかなる痕跡を残したのであろうか。

先に見た「歴史科節目」の実際案の部分には,「(1)神武ノ創業」以下の108の教材名が挙げられるとともに,それぞれの教材ごとに内容項目が示されている。この「歴史科節目」に示された教材名については,既に指摘があるように,大槻文彦『校正日本小史』(三冊,1882[明治15]年刊行,1885[同18]年校正版権免許)の目次とほぼ一致するものである⁽²⁵⁾。ただ,ここで注目したいのは,「歴史科節目」ではこの各教材についてそれぞれの内容項目が示されている点である(たとえば,「(1)神武ノ創業」では,「(一)天皇ノ生年並ニ御父」,「(二)東征」,「(三)即位」,「(四)政化」,「(五)神武ヨリ崇神ニ至ルマテノ天皇」)。

では,この内容項目が実際の歴史教授の場面において,どのような役割を果たしたのであろうか。次に示すのは,教材「(14)広嗣ノ乱聖武仏ヲ信ス」の『校正日本小史』の記述内容⁽²⁶⁾と「歴史科節目」の内容項目である。

大槻文彦『校正日本小史』	内容項目
元正,位ヲ太子ニ譲ル,コレヲ聖武帝トス,陸奥ノ蝦夷ヲ征シテ,多賀城ヲ築ク,	(一)多賀城ヲ築ク
新羅城ノ入貢ス,梅碯,始メテ,新羅ヨリ伝染シ,国人六ニ死ス,僧玄昉トイフ者アリ,皇后ニ寵ヲ得テ,不法ノ事多シ,太宰少貳藤原ノ広嗣,玄昉ヲ除カムトシテ,兵ヲ筑紫ニ挙グ大野ノ東人ヲ遣ハシテ,コレヲ討ツ,広嗣誅ニ伏ス	(二)梅碯入ル
聖武,深ク仏法ヲ信ジ,嘗テ東大寺ヲ建テ,金銅ノ大仏ヲ造ル,塗金足ヲス,陸奥ヨリ,始メテ黄金ヲ献ズ,帝大ニ悦ブ,又,嘗テ諸国ニ国分寺ヲ建テ,其他,在位二十五年ノ間ニ仏寺仏像ヲ作り,大ニ財力ヲ費ヤス,帝,又,出家シテ仏ニ帰ス,天皇ノ出家スルコト,此ニ始マル,	(三)天皇仏ヲ信ス

ここで,『校正日本小史』の記述内容と「歴史科節目」の内容項目を比較すれば明らかのように,「歴史科節目」において教材ごとに示された内容項目は,『校正日本小史』の記述内容のいわば目次とでもいうべきものとなっていることが分かる。『校正日本小史』の「凡例」には,本書が「綱領」に基づき「教科ノ書」として編集したもので,学科課程と授業時間とを考慮して分量を制限した旨が記されているが⁽²⁷⁾,「歴史科節目」の内容項目はそれをさらに歴史教授の場面に即したかたちで,まさに「節目」として示しているのである。このように見てくると,「歴史科節目」の作成目的は,各教材に関して以上のような内容項目を指定することによって,歴史教科書の記述内容を文脈に沿って分節化し,歴史科の学科学目的に即して歴史教授を行うことにあったと考えられる。そして,その意義は,教師にはそれが「如何ナル事ヲ教授シ如何ナル方法ニ因テ教授スヘキヤヲ確知スル」ことができること,また,生徒には学習において「如何ナル事ヲ研究シ,如何ナル順序ニ因ルヘキヤヲ知ラシム」ることにあつたと考えられる。このように,「歴史科節目」の作成は,歴史科における歴史教授を「読書」科におけるそれと「差別化」し,歴史科を一つの学科として独立させようための教授実践上の試みとして位置づけることができるのである。

(2) 歴史科教案に見る教授内容の組織化の実際

では,「歴史科節目」によって歴史教授が実際にどのように行われたかのであろうか。ここでは,東筑摩郡の中心校として教育会の活動に密接に関わり,郡内において指導的立場にあつた「開智学校」における歴史科の実践事例に即して分析することにする。この時期の「開智学校」の歴史科教案として現存するのは,管見の限り,1886(明治19)年度のものを初出として数点

が確認できる。各教案の記述形式には若干の差異があるものの、まず教材名を示し、その上で教授内容を記述するという形式を採っている点でほぼ共通している。以下に示す事例は、先述した「歴史科節目」の内容項目と1886(明治19)年度の歴史科教案の教材名とその内容項目⁽²⁸⁾を比較したものである。

【(小学教案)歴史科節目と歴史科教案の内容項目の比較】

「歴史科節目」		「草案清書 中等科3級 受持 上條楓雄」	
教材名	内容項目	教材名	内容項目
(98) 郡縣ノ制	(一) 遷都 (二) 諸藩領地ヲ獻ス (三) 藩府県ノ三治ノ制ヲ立ツ (四) 地方政事ノ一大変革 (五) 開拓使ヲ置ク (六) 皇族及ヒ華士族平民ノ類別	郡縣ノ制	一 遷都 二 諸藩領地ヲ獻ズ 三 藩府県ノ三治ノ制ヲ立ツ 四 地方政事ノ大變革 五 開拓使ヲ置ク 六 華士族平民ノ類別
(99) 西洋開化ノ風入ル	(一) 原因 (二) 事実 (三) 結果	西洋開化ノ風入ル	一 原因 二 状況 三 結果

これを見る限り、歴史科教案の内容項目は「歴史科節目」の内容項目はほぼ一致している。このことは、当校において教師が歴史科の教案作成の際に、「歴史科節目」の内容項目を参考にしてきた事実を裏づける一つの例証となろう。

では、具体的な記述内容についてはどうであろうか。次に【校正日本小史】と歴史科教案の記述内容について比較してみることにする。以下に示すのは、上表中の教材「西洋開化ノ風入ル」における【校正日本小史】の記述内容の全文⁽²⁹⁾と「歴史科節目」の内容項目、そして、同じく1886(明治19)年度の歴史科教案の該当部分の全文⁽³⁰⁾である。

【教材「西洋開化ノ風入ル」の内容比較】

大観文彦 【校正日本小史】	「歴史科 節目」	「草案清書 中等科3級 受持 上條楓雄」
朝廷、王政ヲ復セン後、朝議断然一変シテ、更ニ交ヲ諸外国ニ結ビ、復古ノ後、急ニ各国公使ヲ召シテ、新政ノ事ヲ告ゲ、且參内閣見セシメテ、幕府ノ旧好ヲ離ギ、此事ヲ国内ニ布告ス、	(一)原因	一 原因 王政復古ノ後、朝議一変シテ好ヲ諸外国ニ結ビ、急ニ各国公使ヲ召シテ、新政ノ事ヲ告ゲ、且參内閣見セシメ、此事ヲ國

	(二)事実	ニ 状況	内ニ布ク、
此時ニ当リテ、外国ノ通税スル者、十余国ニ及ビ、横浜長崎函館ニ次ギテ神戸新潟ヲ開港場トシ、盛ニ交通貿易ヲ開キ、又使臣ヲ西洋ニ遣ハシ、大ニ其學術政治風俗ヲ察シテ、コレニ倣ヒ、多ク洋人ヲ備ヒ、文武ノ制度ヨリ、學術禮儀衣食住百般ノ事物ニ至ルマデ、多ク彼ニ取リテ此ヲ改ム、			外国ノ通借スルモノ、十余国ニ及ビ、次テ神戸新潟ヲ開キ、盛ニ交通貿易ヲ開キ、又使臣ヲ西洋ニ遣シ、大ニ學術政治風俗等ヲ察シテ、之レニ倣ヒ、洋人ヲ備ヒ、文武ノ制度ヨリ學術技芸百般ノ事物ニ至ルマデ、多ク彼ニ取リ、此ヲ改ム、
民間モ亦争ヒテ彼ニ倣ヒ風化一変シテ西洋開化ノ俗大ニ我が國ニ移ルコレヲ日本開化ノ第四歩トス、	(三)結果	三 結果	民間ノ風化一変シテ、西洋開化ノ俗大ニ我國ニ入ル、

まず、第一に確認できるのは、「歴史科節目」の内容項目の役割についてである。先にも確認したように、「歴史科節目」の内容項目は、歴史教科書の記述内容を文脈に即して分節化する役割を果たしており、生徒の認識に合わせて歴史教授内容をいわば段階的に組織立てて教授することが目的とされている。特に、この教材では「原因」、「事実」、「結果」という歴史的因果関係によって史実を説明するなど、生徒の歴史認識上において重要な手立てとなっていると考えられる。第二に、歴史科教案の作成段階において、「歴史科節目」による「原因」、「事実」、「結果」という内容項目を基本的に踏襲しながらも、ここでは「事実」を「状況」と置き換えているなど、「歴史科節目」の内容項目を比較的柔軟に用いている点である。これは、本教材においては、「西洋開化ノ風入ル」という内容をその「状況」として捉えさせる方が生徒の認識に即していると考えられた結果であったと推察される。第三に、歴史科教案の記述内容が【校正日本小史】の内容に依拠しながらも、その分量が制限されている点である。このことは、「歴史科節目」によって歴史科教案が作成された事実を示すとともに、おそらくは生徒が教案の内容を記述するという授業の形態がとられていたことを示すものであると推測される。それに関連して、「原因」、「事実」、「結果」という内容項目が、歴史科の答案においても、生徒に「原因」、「事実(状況)」、「結果」という形式によって解答させている事例⁽³¹⁾が確認できることは、このことを裏付けていると考えられるのである。

5. 結 語

以上、長野県東筑摩郡教育会による「歴史科節目」の作成と郡内の中心校であった「開智学校」における歴史科の実践を事例として、明治期における小学校歴史科の教授内容の組織化の実態について見てきた。先行研究においては、当教育会による「歴史科節目」は個別的事例として取り上げられることが多かったが、本稿では、『教育会雑誌』に所収される「諸学科節目」などの記事論説の分析をもとに「歴史科節目」の作成目的や経緯に焦点化することで、その役割と意義について考察してきた。

「綱領」において独立した学科の一つとして設置されることとなった歴史科は、それが実践に移された当初は依然として従来の「読書」科や「問答」科における歴史教授と混同視されるといった状況が顕在化していた。こうした歴史教授上の問題状況の認識とその解決の目的から、東筑摩郡教育会によって作成されたのが「歴史科節目」であった。それは歴史科の学科としての目的を明確に提示するとともに、その目的のもとに歴史教科書の記述内容を文脈に沿って分節化し「節目」として位置づけることで、歴史科の教授内容を組織化することを目的としていたと考えられるのである。また、「開智学校」における歴史科の実践事例の分析から明らかにしたように、「歴史科節目」は実際の歴史科の教授において、教案の作成段階からさらには試験の解答形式にいたるまで活用されていたのであり、その実践上に果たした役割も非常に重要なものであったといえる。東筑摩郡教育会による「歴史科節目」作成の実践史的意義は、こうした文脈からも改めて評価する必要があると考える。このように、東筑摩郡教育会による「歴史科節目」の作成活動は、明治期における小学校歴史科の教授内容の組織化過程の一段階として位置づけることができるのである。

【註】

- (1) 稲垣忠彦『明治教授理論史研究』（評論社、1966年）、30頁。
- (2) 大森正「明治時代の開智学校における歴史教育の実態(1)、(2)―歴史科の教案と答案を通しての考察―」（『東洋大学文学部紀要』第32集 教育学科・教職課程編Ⅳ 1978年、第33集 教育学科・教職課程編Ⅴ 1979年）
- (3) 田中史郎「近代成立期における小学校歴史教授実践の分析―時期区分の考察―」（『全国社会科教育学会『社会科研究』第42号、1994年）

- (4) 開智学校は、1873(明治6年)5月6日に「第二大区第一番中学区第一番小学開智学校」として開校し、以後、「東筑摩一番小学区開智学校」(1880[同13]年12月28日)、「松本開智尋常小学校」(1888[同21]年4月2日)、「松本尋常小学校」(1889[同22]年9月8日)、「松本尋常高等小学校」(1892[同25]年4月7日)等に改組・改称されている。本稿では、煩雑をさけるため一貫して「開智学校」の名称を用いることとする。
- (5) 拙稿「明治中・後期における歴史教育実践の地域的展開―開智学校を具体的事例として―」(筑波大学大学院博士課程教育学研究科『教育学研究集録』第22集、1998年)
- (6) 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史第2巻』（教育史料調査会、1965年）、252-256頁。
- (7) 同上
- (8) 前註(6)、204頁。
- (9) 『長野県教育史 第4巻 教育課程編1』（長野県教育史刊行会、1979年）、182頁。
- (10) 『長野県教育史 第10巻 史料編4』（長野県教育史刊行会、1975年）、史料番号148。
- (11) 同上
- (12) 同上。なお、本書は、1880(明治13)年の「長野県公立小学模範教則」中の「公立小学模範教則書目」において「問答」科の教科書として県内で統一して用いられているほか、「県教則」においても「読書」科の教科書としても取り上げられている。
- (13) 東筑摩塩尻教育会教育会百年誌編纂委員会『東筑摩塩尻教育会百年誌』(1984年)、29-39頁。松本市教育会百年誌編纂委員会『松本市教育会百年誌』(1984年)、100-105頁。
- (14) 『東筑摩郡教育会雑誌 第1号』(吟天社、1885[明治17]年10月30日)、7-8頁。
- (15) 東筑摩塩尻教育会教育会百年誌編纂委員会『東筑摩塩尻教育会百年誌』(1984年)、47-49頁。
- (16) 同上、184-188頁。
- (17) 前註(14)、1頁。
- (18) 前註(9)、192-196頁。
- (19) 前註(10)、史料番号539。なお、「小学校教員講習規則」は、その第4条において「各学科教授法ハ本県小学校教則ノ授業要旨ヲ敷衍シ各学科教授ノ目的ヲ論シ、併セテ実地授業ノ方法ヲ授ク」としている。
- (20) 『東筑摩郡教育会雑誌 第3号』(吟天社、1886[明治18]年2月28日)、31-33頁。
- (21) 同上

- (22) 同上
- (23) 『東筑摩郡教育会雑誌 第7号』(吟天社, 1886[明治18]年8月15日), 4-18頁。
- (24) 『東筑摩郡教育会雑誌 第6号』(吟天社, 1886[明治18]年7月15日)に掲載された「歴史科教授ノ例」では, その目的を「判決力比較力想像力尊王愛国ノ性情及言語文字ヲ練習ス」としている。なお, この記事に関しては, 前註(2), (3)の他, 小原友行「近代歴史教育成立期における小学校の歴史授業論」(全国社会科教育学会『社会科研究』第40号, 1992年)において, 詳細な分析がなされている。
- (25) 前註(3)。なお, 本書は, 1886(明治19)年の「教科用図書検定条例」によって, 長野県が1888(明治21)年4月1日からの使用を認めた歴史教科書である。
- (26) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第18巻 歴史(一)』(講談社, 1963年), 657頁。
- (27) 同上書, 644頁。仲新は, 「綱領」の公布が初等教科書の編集上において一大改革をもたらし, 近代教科書の成立を促したとしている(仲新「近代教科書の成立」大日本雄弁会講談社, 1949年), 177-186頁。
- (28) 「草案清書 中等科3級 6月1日ヨリ6日ニ至ル一週間 受持 上條樞雄」(松本市教育委員会『重要文化財旧開智学校所蔵資料目録 第2集』1987年, 資料番号VII・3-1M・157。重要文化財旧開智学校資料刊行会『史料開智学校 第13巻 授業の実態3』1992年, 史料番号68)
- (29) 前註(26), 715-716頁。
- (30) 前註(28)
- (31) 「歴史科 定時試業 中等科第5級 6月執行受持 横山勝寿」(松本市教育委員会『重要文化財旧開智学校所蔵資料目録 第2集』1987年, 資料番号VII・5-5M・8), 「歴史 中等5級 吉田」(松本市教育委員会『重要文化財旧開智学校所蔵資料目録 第2集』1987年, 資料番号VII・5-5M・9。重要文化財旧開智学校資料刊行会『史料開智学校 第18巻 授業の実態8』1994年, 史料番号144)などが挙げられる。

Development of Historical Contents at Elementary School in the Meiji Era:

A Case of Higashichikumagun Educational Association in Nagano Prefecture

Teisuke KUMATA

The purpose of this paper is to examine the development of historical contents at elementary school in the meiji era through analyzing "Rekishika-Fushime" formed by Higashichikumagun Educational Association in Nagano Prefecture. History was established on "Shogakko-Kyosoku-Koryo (Standard Outline of the Course of Study in Elementary Schools)" in 1881. On the other hand, Higashichikumagun Educational Association made "Rekishika-Fushime" for teachers in the area.

The contents of this paper are as follows;

- (1) Purpose and method of this paper
- (2) The position of history on "Shogakko-Kyosoku-Koryo (Standard Outline of the Course of Study in Elementary Schools)" in 1881
- (3) The role of "Rekishika-Fushime" formed by Higashichikumagun Educational Association
- (4) The analysis of history contents in Kaichi Elementary School
- (5) Conclusion